

第7回 契約責任者について

どんな人？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

悲喜こもごもの歓送迎会。宴会の幹事さんを皆さんも一度は経験したことがあるのではないですか。

標準旅行業約款(以下「約款」)には「契約責任者」という規定があります。この人がまさに旅行の「幹事さん」になりますが、それでは幹事さんの権限と責任はどうなっているの？というのが今回のテーマです。

契約責任者は旅行の幹事さん

「劇団ひとり」ならいざ知らず、2人以上の集まりがあつて法律的には団体という概念が生まれ、「幹事さん」が登場します。約款では募集型・受注型企画旅行契約の部でも手配旅行契約の部でも「第5章 団体・グループ契約」と章立てし、幹事の権限や責任等に関する規定を置いています(募集型・受注型企画旅行契約の部第21条、第22条、手配旅行契約の部第18条、第19条)。募集型企画旅行契約がその基本形だとすると、後払いの契約もあり得る受注型企画旅行契約と手配旅行契約には「契約成立の特則」を定めた条項が続きます。

なお、職場旅行をする会社そのものと旅行者との間で、あるいは修学旅行で学校法人と旅行者との間で受注型企画旅行契約を結ぶように、法人格のある団

体との旅行契約においては「契約責任者」に関するトラブルはまず生じません。職場を構成する個々の従業員同士の集まり、学校のサークル仲間や家族旅行など法人格のない団体の場合の紛争予防のためにこの規定が必要となるのです。

契約責任者は団体構成者の代理人

職場の仲間A B C Dの4名で旅行に行くことになり、幹事役のAさんが旅行会社の窓口に来店して募集型企画旅行を申し込みました。この場合、契約の当事者は旅行者と団体構成者のA B C Dさんとの間で4つの募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」)が成立すると考えると、AさんにはB C Dの代理人として契約を結ぶ権限(代理権)があることが前提となります。「B C DさんはAさんを代理人(契約責任者)として定めた」という意思表示を旅行者が受けておかないと、後になつてBさんから「Aさんが勝手に申し込んだもの」と言われてしまえば旅行契約の効力をBさんに及ぼすことはできず、旅行者は取消料も収受できません。

そこで、「Aさんを代理人と定めた」ことを証明する書面としてB C Dさんから委任状をもらうのがベストとなりますが、実務はそうもいかないとなれば、「申込書」(申し込み用紙)にこの委任状を盛り込んでしまう方法があります。契約責任者の署名欄を設けて、その下に「上記の者を契約責任者(代表者)として契約を申し込みます」という文言を挟み、その下に参加者全員の署名欄を設けておき、「この申込書にB C Dさんの署名をもらつてきてください」と案内します。

こうしておけば、B C Dさんの署名がなされた申込書を旅行者が受領することにより、Aさんは旅行契約の締結に関する一切の代理権があるものとして扱われ、旅行者は、Aさんを相手に旅行契約に関する交渉及び締結をすれば良いことになります(約款募集型企画旅行契約の部第22条第1項)。

また、最終日程表をAさんにまとめて4名分渡したのはけしからんとCさんから苦情をもらうケースがありますが、Aさんと旅行者との間で最終日程表は各々に渡すという合意がない限りこの苦情も許されません。

契約責任者は旅行に行く人

Aさんが旅行に同行すればともかく、同行しないとなると旅程の変更等があつたときには、旅行者はB C Dさん全員に説明等をしなければならず煩雑となります。

そこで、「旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします」との規定を置きました(同条第4項)。この規定により、旅行者はAさんが選任したDさんを契約責任者として相手にすればよく、B CさんはAさんを契約責任者として募集型企画旅行契約を申し込んだ以上、AさんにはDさんの選任をも許諾したことになります(民法第104条)。「自分は行かないけど適当にやっ」といて「という幹事さんがもしいれば、「代わりの方は？」と確認して契約責任者を明確にすることが大切

(堀江)